

公衆浴場法施行条例第5条に基づく衛生措置等の基準の特例を定める要綱

(趣旨)

第1条 公衆浴場法施行条例（昭和26年秋田県条例第76号）（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、常時豊富に浴用に供し得る温泉（1日当たりの供給量が浴槽容量を十分に超える温泉をいう。）を利用する公衆浴場その他衛生上及び風紀上支障がないと認める公衆浴場について特例を定めるものとする。

(基準の特例)

第2条 サウナ室又はサウナ設備を設ける公衆浴場のうち、サウナ室の出入口等の開閉により室内の温度調整が容易なものについては、条例第3条第7号中温度調節器に係る基準によらないことができる。

2 常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する公衆浴場のうち、循環ろ過設備及び気泡発生設備等を用いない公衆浴場については、次の各号のいずれかに該当する場合、条例第3条第12号に規定する基準によらないことができる。ただし、公衆浴場法施行細則（昭和54年秋田県規則第51号）第7条に規定する水質の基準を満たすことができない場合を除く。

一 常時新たな湯水の供給により浴槽から溢水させるとともに、浴槽水を滞留させないように措置されている場合であって、1週間に1回以上は完全換水による清掃消毒が行われているとき。

二 地底、岩盤等からの湧出による温泉を自然地形等の利用により使用する公衆浴場で、完全換水することが困難な場合であって、常時溢水等により清浄が保たれているとき。

三 その他、施設形態、地形的状況等の特性により、衛生上特に支障がないと認められるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合、条例第3条第24号中便所の男女用の区別に係る基準によらないことができる。

一 一の浴室を日又は時間等を単位として、男女を区別して利用させるとき。

二 公衆浴場の利用者を男女いずれかに限定するとき。

4 家族風呂（主として同一の世帯に属する者又はこれに準ずる者が一時的に占有して使用することを目的とした公衆浴場をいう。）において入浴させる場合、条例第3条第25号及び第27号に規定する基準によらないことができる。

5 一の浴室に入浴に介助を要する者及びその者を介助する者のみを入浴させる場合、条例第3条第25号中浴室に係る基準及び第27号に規定する基準によらないことができる。

6 風紀上支障がない水着等を着用（以下、「着衣」という。）して入浴させる場合、入浴者に着衣で利用させる場所（浴槽、サウナ室等）については、条例第3条第25号から第27号までに規定する基準によらないことができる。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和７年４月１日から施行する。